

建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）

平成 2 2 年 5 月

東 京 都

目 次

(本文)

1	建設リサイクル法	1
2	対象建設工事	1
3	法に係る事務手続き	2
4	通知書の作成方法	8
5	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等	12

第5項は島しょ地域で施工する建設工事についての項目です。

(様式集・記載例：通知書)

1	通知書	16
2	案内図	18

(届出(通知)済シール)

1	届出(通知)済シールの例	21
2	届出(通知)済シールの貼付箇所	22

(様式集・記載例：その他の様式)

1	その他の様式の作成方法	25
2	説明書	28
3	告知書	36
4	法第13条及び省令第4条に基づく書面	38
5	法第13条及び省令第4条に基づく書面(下請契約用)	50
6	再資源化等報告書	56

(参考資料)

1	問い合わせ先一覧	70
2	建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事	71
3	重量換算係数	72
4	建設リサイクル法と石綿の関係 Q & A	73
5	平成19年4月1日から環境確保条例(アスベスト解体工事)の様式が改正されました	75
6	アスベストを含む建築物等の解体時における規制の概要	76
7	労働安全衛生法・石綿障害予防規則の概要	77

1 建設リサイクル法

建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進し、資源の有効な利用や廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号（通称：建設リサイクル法）。以下「法」という。）が、平成14年5月30日に完全施行されました。

一定の規模以上の工事の実施に当たっては、あらかじめ都道府県知事等への通知が義務付けられるとともに、説明、告知、契約、完了報告等の事務手続きや特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務が課せられています。

本手引きは、公共工事（競争入札によるもの）の施行における、これらの法に規定する通知等の手続きに関して必要な書類作成等について解説するものです。

なお、公共工事であっても、法第11条の対象とならない場合があるため、その場合には法第10条に基づく届出が必要になります。

各高速道路株式会社、日本郵政株式会社関係、公立大学法人（根拠法：地方独立行政法人法）等

2 対象建設工事

法第9条第1項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号、以下「政令」という。）第2条に規定された規模以上の建設工事（以下「対象建設工事」という。）の施行に当たっては、法の規定により各種の事務手続きを行います。

なお、以下の表 - 1 及び表 - 2 に該当する場合に対象建設工事となります。

（表 - 1）対象建設工事の定義

対象建設工事の定義	特定建設資材()を用いた建築物等に係る解体工事であって、規模の基準以上のもの
	その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、規模の基準以上のもの

コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいいます。

（表 - 2）対象建設工事の規模の基準

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ²
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) 1	請負代金の額 3 1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等) 2	請負代金の額 3 500万円

1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの。

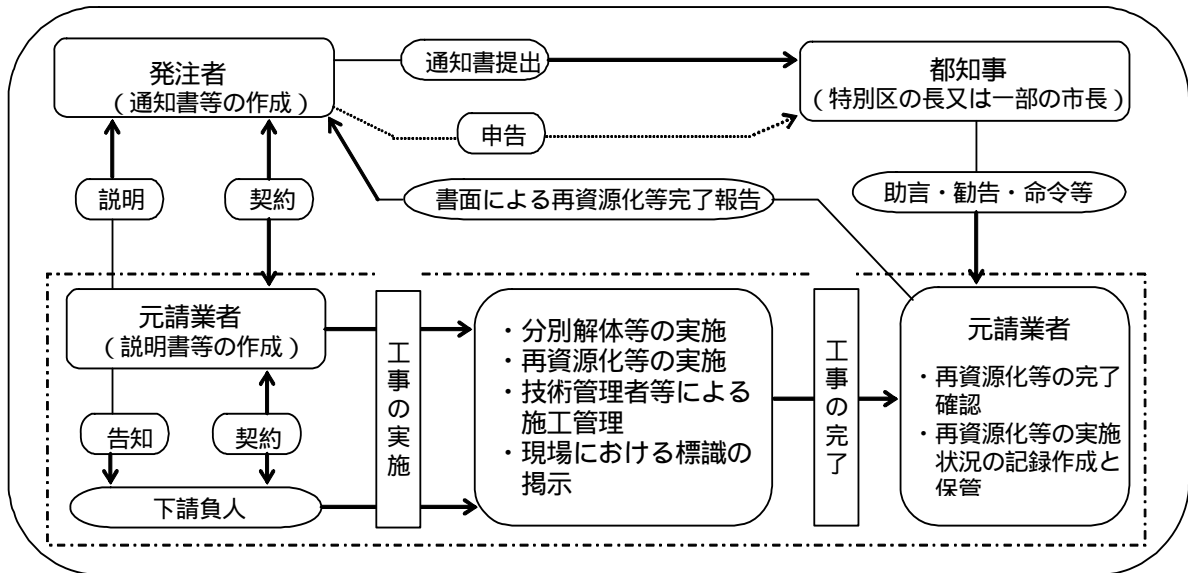
2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等。

3 請負代金の額には消費税を含みます。

3 法に係る事務手続き

建設リサイクル法では、事前説明、工事の通知、契約、告知、再資源化等完了報告等の各種の事務手続きが義務付けられており、以下の事務の流れにより必要な手続きを行う必要があります（図 - 1 参照）。

（図 - 1）法の事務の流れ



(1) 法に基づき行う事務手続き

建設リサイクル法に基づき、以下の事務手続きを行ってください。（表 - 3 中の番号は上記の図 - 1 の番号（ ~ ）と対応しています。）

（表 - 3）事務手続きの内容

番号	手続き	内 容	様 式
	説 明	《落札者等 発注者》法第12条第1項 対象建設工事を請け負おうとする者（以下「落札者等」という。）は、「説明書」を作成し、対象建設工事を発注した者（以下「発注者」という。）と工事請負契約を締結する前までに、発注者が指定する部署へ提出する必要があります。 なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。	説明書
	契 約	《落札者等 発注者》法第13条第1項、第2項 落札者等は、工事請負契約書の作成に当たっては、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号、以下「省令」という。）第4条で定める事項を記	法第13条及び省令第4条に

	<p>載した書面（「法第13条及び省令第4条に基づく書面」）を綴り込む必要があります。</p> <p>なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。</p> <p>（書面の記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別解体等の方法 ・ 解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。）¹ ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用² <p>なお、落札者等は、これらの費用の見積もりに当たっては、適切にその費用を算定する必要があります。</p> <p>1 解体工事に要する費用：分別解体等の費用及び建設資材廃棄物の運搬車両への積み込みに要する費用であり、解体工事に伴う仮設費及び運搬費を含みません。</p> <p>2 再資源化等に要する費用：特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用及び特定建設資材廃棄物の運搬に要する費用。</p>	<p>基づく書面</p>
<p>通知</p>	<p>《発注者 行政庁》法第11条</p> <p>対象建設工事の発注者は、工事に着手（ ）する前にあらかじめ、当該対象建設工事を施工する区域を所管する行政庁（「建設リサイクル法に係る届出（通知）受理窓口一覧表」を参照）に「通知書」を提出する必要があります。</p> <p>なお、様式は法定されていませんが、できる限り、本手引きに掲載されている様式を使用してください。</p> <p>工事着手とは、一連の工事の端緒となる行為をいい、準備作業（調査、測量、草刈、生活残存物の撤去、公益企業による遮断・仮設引き込み・防護工事など）は含みません。</p> <p>元請業者は、監督員から「通知書」の行政庁への提出を代行するよう指示された場合は、工事に着手する前にあらかじめ提出する必要があります。</p> <p>通知に当たっては、行政庁の担当者から「届出（通知）済シール」が交付されますので、当該対象建設工事の工事請負契約を締結した相手（以下「元請業者」という。）にこれを渡し、工事現場に掲示した工事標識の余白又は空白部に貼付するよう伝えてください。この「届出（通知）済シール」は、法定された取組ではなく、都及び特定行政庁独自の取組ですがご協力をお願いします。</p>	<p>通知書</p> <p>届出（通知）済シール</p>

	告知	<p>《元請業者 下請負人》法第12条第2項</p> <p>元請業者は、請け負った工事を他の建設業者（以下「下請負人」という。）に請け負わせようとするときは、下請契約締結前の段階で、法第12条第2項の規定に基づき、法第12条第1項に基づき行った事前説明の内容（説明書の記載事項）について、「告知書」により、下請負人に告げる必要があります。</p> <p>なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。</p> <p>元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が再下請負人に対し告知するよう指導する必要があります。</p> <p>また、元請業者はその告知書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出する必要があります。</p>	告知書
	契約 (下請契約)	<p>《元請業者 下請負人》法第13条第1項</p> <p>○元請業者は、下請負人と下請契約を締結する場合には、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を作成し、「下請契約書」に綴り込む必要があります。</p> <p>なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。</p> <p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。） ・再資源化等に関する事項については、「該当なし」と記載します。 <p>(解説)</p> <p>請負者は、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」の作成に当たり、委託処理の場合は、廃棄物処理法第12条第3項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第1項第3号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第8条の4の規定により、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者と産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託契約を締結するため、再資源化等に関する事項は記載しません。</p> <p>元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を作成し、「再下請契約書」に綴り込むよう指導する必要があります。</p> <p>また、元請業者はその再下請負契約書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出する必要があります。</p>	法第13条及び省令第4条に基づく書面

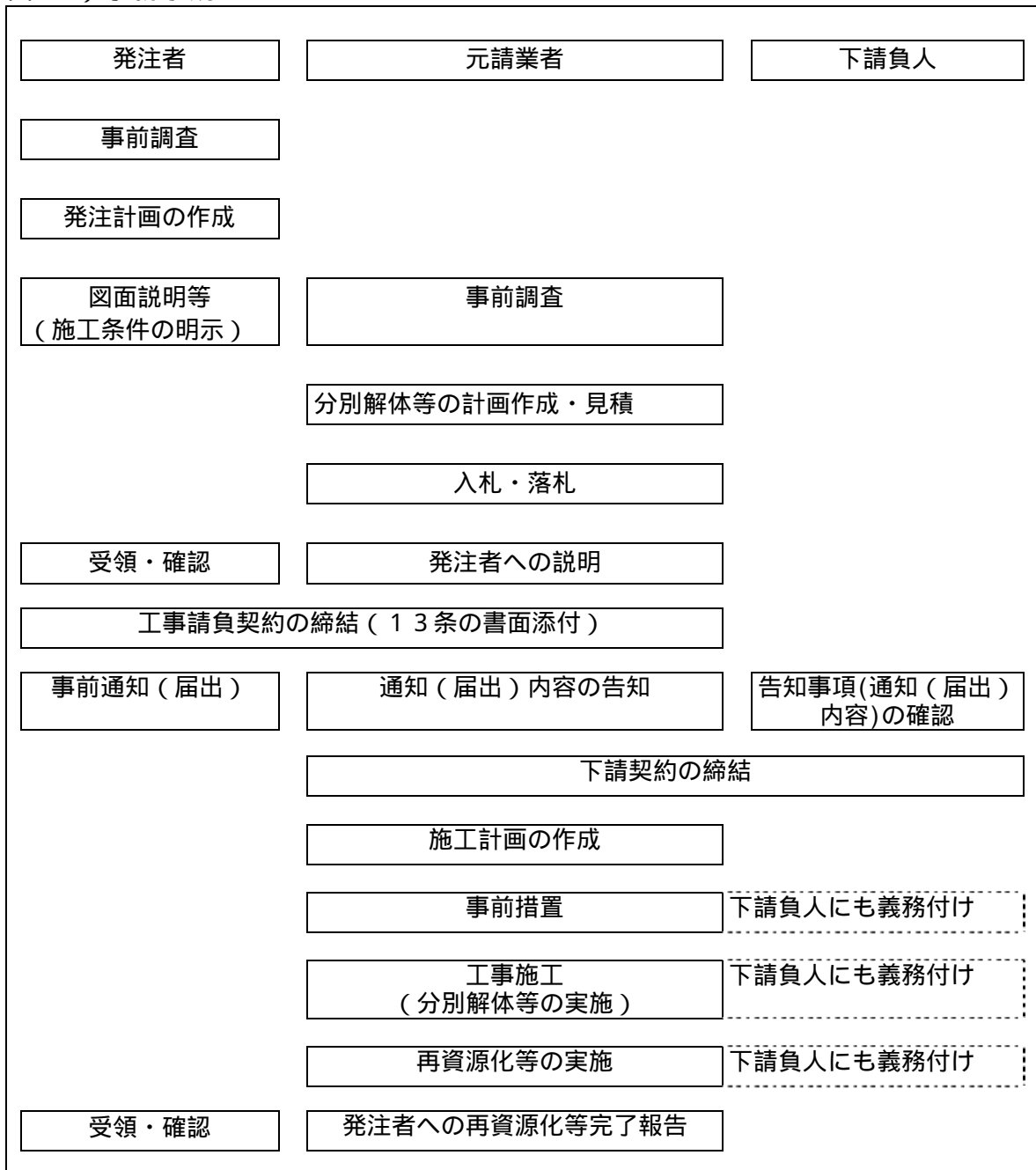
工 事 実 施	<p>《元請業者・下請負人》 工事の実施に当たっては特定建設資材に係る分別解体等（法第9条）、特定建設資材廃棄物の再資源化等（法第16条）が義務付けられています。また、解体工事業者の場合は技術管理者による監督（法第31条及び法第32条）及び解体工事業者登録標識の掲示（法第33条）が、建設業者の場合は主任技術者又は監理技術者の工事現場ごとの専任（建設業法第26条）及び建設業許可標識の掲示（建設業法第40条）が義務付けられています。</p> <p>なお、発注者から渡された「届出（通知）済シール」を解体工事業者登録標識又は建設業許可標識の余白又は空白部に貼付し、工事完了時にはこれを剥がし廃棄してください。これは法定された取組ではなく、都及び特定行政庁独自の取組ですが、協力をお願いします。</p>	
助 言 勸 告 命 令	<p>《行政庁 受注者》法第14条、法第15条、法第19条、法第20条、法第42条、法第43条 通知書を受理した行政庁等は、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、対象建設工事の受注者に対し、必要な助言・勸告、命令、立入検査、報告の徴収などを行います。</p>	
工 事 完 了	<p>《元請業者》 元請業者は、特定建設資材に係る分別解体等の完了の後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了を産業廃棄物管理票（マニフェスト）などにより確認してください。</p>	
報 告	<p>《元請業者 発注者》法第18条第1項 対象建設工事の元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を当該対象建設工事の発注者に書面（「再資源化等報告書」）で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況の記録（「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」）を作成し、これを保存する必要があります。</p> <p>なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。</p> <p>（報告の記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 	再資源化等報告書 再生資源利用（促進）計画書（実施書）

	<p>「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」は、国土交通省総合政策局のホームページに掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」（<small>ク</small> <small>レ</small> <small>ダ</small> <small>ス</small> <small>タ</small> <small>ス</small>）をダウンロードして作成することができます。</p> <p>H P http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm</p> <p>また、（財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム」（<small>コ</small> <small>ブ</small> <small>リ</small> <small>ス</small>）に登録された C R E D A S により作成することもできます（ただし、使用契約の締結が必要です。）。</p> <p>財団法人日本建設情報総合センター（建設副産物情報センター） 電話03-3505-0410 F A X 03-3505-8872 H P http://www.recycle.jacic.or.jp/</p>	
<p>申 告</p>	<p>《発注者 行政庁》法第18条第2項 対象建設工事の発注者は、法第18条第1項に基づく元請業者から再資源化等完了報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。</p>	

(2) 様式の入手方法

<p>法定様式、参考様式ともに本手引きに示すものを使用できます。 なお、各様式は、東京都都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>H P http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html</p>
--

(図 - 2) 事務手続きフロー



4 通知書の作成方法

対象建設工事の発注者は、工事に着手する前に、あらかじめ、工事の場所を所管する都又は特定行政庁に通知書を提出する必要があります。

通知書は以下のとおり作成してください。

(1) 通知書の提出部数

東京都規則に基づき、通知書の提出部数は正副の2部とします。受理後は副本を返却しますので、副本は正本のコピーで結構です。

なお、通知に当たっての手数料等は必要ありません。

(2) 通知書の構成

通知書は、以下のものを作成し綴り込んでください。

(表 - 4) 通知書の様式

提出書類	様式等
通知書	本手引きに示す様式
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色するなどして明示し、大きさはA4サイズとしてください。

(3) 通知書の綴り方

通知書は、以下のように綴り込んでください(図 - 3 参照)。

通知書等の綴り方は、 通知書：A4 案内図：A4 の順に綴り、左側1箇所又は2箇所を固定してください。なお、両面複写であっても差し支えありません。
--

(図 - 3) 通知書の綴り方



(4) 通知書の提出先等

次頁の「建設リサイクル法に係る届出(通知)受理窓口一覧表」を参照してください。

届出（通知）受理窓口一覧表（区部）

地域	区分	受 理 窓 口				
特別区 の 域	都 が 受 理	別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、都知事の事務となる場合については、都が受理				
		受理窓口	担当課	住所・電話番号		
		都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿2-8-1 03-5388-3372		
	特 定 行 政 庁 が 受 理	特 定 行 政 庁 が 受 理	別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、特別区の長の事務となる場合については、工事の場所を所管する特定行政庁である各区が窓口			
			受理窓口	担当課	住所・電話番号	
			千代田区	まちづくり推進部	建築指導課	千代田区九段南1-2-1 03-5211-4313
			中央区	都市整備部	建築課	中央区築地1-1-1 03-3546-5455
			港区	街づくり支援部	建築課	港区芝公園1-5-25 03-3578-2311
			新宿区	都市計画部	建築指導課	新宿区歌舞伎町1-4-1 03-5273-3735
			文京区	都市計画部	建築課	文京区春日1-16-21 03-3812-7111 内線3120
			台東区	都市づくり部	建築課	台東区東上野4-5-6 03-5246-1337
			墨田区	都市計画部	開発調整課	墨田区吾妻橋1-23-20 03-5608-6265
			江東区	都市整備部	建築課	江東区東陽4-11-28 03-3647-9743
			品川区	防災まちづくり事業部	建築課	品川区広町2-1-36 03-5742-6772
			目黒区	都市整備部	建築課	目黒区上目黒2-19-15 03-5722-9642
			大田区	まちづくり推進部	建築調整課	大田区蒲田5-13-14 03-5744-1383
			世田谷区	都市整備部 土木事業担当部	建築審査課 (建築工事関係) 土木計画課 (土木工事関係)	世田谷区世田谷4-21-27 03-5432-2477 03-5432-2373
			渋谷区	都市整備部	建築課	渋谷区宇田川町1-1 03-3463-2747
			中野区	都市整備部	建築分野	中野区中野4-8-1 03-3228-8837
			杉並区	都市整備部	建築課	杉並区阿佐谷南1-15-1 03-3312-2111 内線3324
			豊島区	都市整備部	建築審査課	豊島区東池袋1-18-1 03-3981-0597
			北区	まちづくり部	建築課	北区王子本町1-15-22 03-3908-9196
			荒川区	都市整備部	建築課	荒川区荒川2-2-3 03-3802-3111 内線2842
			板橋区	都市整備部	建築指導課	板橋区板橋2-66-1 03-3579-2578
	練馬区	都市整備部	建築課	練馬区豊玉北6-12-1 03-5984-1938		
	足立区	都市建設部	建築室長付 建築調整課	足立区中央本町1-17-1 03-3880-5952		
	葛飾区	都市整備部	建築課	葛飾区立石5-13-1 03-5654-8356		
江戸川区	都市開発部	建築指導課	江戸川区中央1-4-1 03-5662-1104			

届出（通知）受理窓口一覧表（多摩）

地域	区分	受 理 窓 口		住 所 ・ 電 話 番 号 ・ 所 管 範 囲	
多 摩	都 が 受 理	東 京 都 多 摩 建 築 指 導 事 務 所	建築指導第一課	立川市錦町4-6-3（立川合同庁舎内） 042-548-2056 （所管範囲） 昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、 多摩市、稲城市	
			建築指導第二課	小平市花小金井1-6-20（小平合同庁舎内） 042-464-0009 （所管範囲） 小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、 東久留米市、西東京市	
			建築指導第三課	青梅市河辺町6-4-1（青梅合同庁舎内） 0428-23-3423 （所管範囲） 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	
地 域	特 定 行 政 庁 が 受 理	八王子市	まちなみ整備部	建築指導課	八王子市元本郷町3-24-1 042-620-7264
		立川市	都市整備部	建築指導課	立川市泉町1156-9 042-528-4326
		武蔵野市	都市整備部	建築指導課	武蔵野市緑町2-2-28 0422-60-1874
		三鷹市	都市整備部	建築指導課	三鷹市野崎1-1-1 0422-45-1151 内線2829
		府中市	都市整備部	建築指導課	府中市宮西町2-24 042-335-4478
		調布市	都市整備部	建築指導課	調布市小島町2-35-1 042-481-7513
		町田市	都市づくり部	建築指導課	町田市中町1-4-2 042-709-0594
		日野市	まちづくり部	建築指導課	日野市神明2-12-3 042-587-6211
		国分寺市	都市建設部	建築指導課	国分寺市戸倉1-6-1 042-300-1661

届出（通知）受理窓口一覧表（島しょ）

地域	区分	受 理 窓 口		担当課	住 所 ・ 電 話 番 号 ・ 所 管 範 囲
島 し ょ 地 域	都 が 受 理	都市整備局	市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿2-8-1 03-5388-3372 （所管範囲） 大島町、利島村、新島村、 神津島村、三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、小笠原村

再資源化等が適正に行われなかった場合の申告窓口一覧表

地域	区分	受 理 窓 口		
		受 理 窓 口	担当課	住 所 ・ 電 話 番 号
特 島 別 し 区 よ の 地 区 域	都 が 受 理	環境局 廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	新宿区西新宿2-8-1 03-5388-3589
多 地 摩 域	理	東京都多摩環境事務所	廃棄物対策課	立川市錦町4-6-3 （立川合同庁舎内） 042-528-2694

「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」

工程	都知事のお務務	特別区のお務務
建築物の解体工事	ア 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の敷地内で施工する建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	左記の都知事のお務務に該当するもの以外の建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事のお許可を必要とする建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事のお許可(区長のお権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号八からチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
建築物の新築・増築工事	ア-1 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築工事	左記の都知事のお務務に該当するもの以外の建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)
	ア-2 延べ面積が10,000㎡を超えることとなる建築物の増築工事(増築部分の床面積の合計が500㎡以上)	
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事のお許可を必要とする建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事のお許可(区長のお権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号八からチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)		
建り築フ物オの 修ム繕等模様替等工事	ア 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	左記の都知事のお務務に該当するもの以外の建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事のお許可を必要とする建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事のお許可(区長のお権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の修繕模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号八からチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(請負代金の額が1億円以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(請負代金の額が1億円以上)	
建土築木物工以外等の工作物の工事	延べ面積が10,000㎡を超える建築物の敷地内で施工する工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)	左記の都知事のお務務に該当するもの以外の工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)

5 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等

島しょ地域で施行する建設工事に係る特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等については、法第9条及び法第16条の規定に従い適正に実施しなければなりません。

その実施に当たっての詳細については、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(以下「ガイドライン」という。)の規定に従ってください。

ここでは、ガイドラインから、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する基本的方向に関する部分を抜粋して示します。

なお、ガイドラインは、東京都都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向は、以下のとおりです。

<p>対象建設工事</p> <p>対象建設工事の施工に伴う特定建設資材に係る分別解体等は、解体工事の場合は、建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工し、新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する。</p>
<p>対象建設工事以外の建設工事</p> <p>対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り特定建設資材に係る分別解体等を行う。</p>
<p>適正な分別解体等</p> <p>特定建設資材に係る分別解体等は、その対象となる建築物等の種類や構造等により分別解体等の技術が異なる場合があり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。)第2条に規定する分別解体等に係る施工方法に関する基準に従うとともに、建設工事に従事する者の技能、施工技術及び建設機械の機能等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により特定建設資材に係る分別解体等を行う。</p>

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向は、以下のとおりです。

<p>対象建設工事</p> <p>対象建設工事の施工に当たり、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等を着実にを行い、建設資材廃棄物の種類ごとに分別されることにより発生した特定建設資材廃棄物について、再資源化等を適切に行う。</p>
<p>対象建設工事以外の建設工事</p> <p>対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分</p>

別解体等を行い、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施する。

分別解体等困難物

法第9条の規定により正当な理由がある場合において分別解体等が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進する。

再資源化の原則

島内で現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用により再資源化を行う。また、建設発生木材でこれらの方法によることができない場合には清掃施設の活用により再資源化又は縮減（建設発生木材を熱利用（回収）できない清掃施設に搬入した場合）を行う。

なお、島内で現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、清掃施設活用ができない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設・清掃施設、若しくは海面処分場において再資源化又は縮減する。

(3) その他

請負者は、建設資材の分別解体等及び発生した建設資材廃棄物の処理等の過程においては、関係法令等を遵守し、有害物質等の発生を抑制するとともに、発生した有害物質等の適正な処理を行い周辺環境への影響の防止を図らなければなりません。

また、解体工事においては調査、設計、契約、着工、施工、完了に至る一連の過程において、関係法令を遵守する必要があります。

様式集・記載例

(通知書)

(様式集・記載例：通知書)

1	通知書	16
2	案内図	18

通 知 書

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

知事
東京都多摩建築指導事務所長
市区町村長 殿

(工事発注者)発注者名: _____
住所: _____
(通知者)職・氏名: _____ 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	担当者職氏名			
	住所			
	電話番号	-	-	(内線 _____)
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	都道府県	市区町村	
	工事の概要	工事の種類と規模(該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)		
		建築物に係る解体工事	用途 _____、階数 _____、	工事対象床面積 _____ m ²
		建築物に係る新築又は増築の工事	用途 _____、階数 _____、	工事対象床面積 _____ m ²
		建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途 _____、階数 _____、	請負代金 _____ 万円(税込)
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(_____)注	請負代金 _____ 万円(税込)			
工期	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 工事着工予定日: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
請負者	会社名		現場代理人氏名	
	所在地	〒 _____		
	電話番号	-	-	(内線 _____) FAX _____

受付番号: _____

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例: 舗装、築堤、土地改良等)

通 知 書

17 第 号
平成17年 月 日

工事着工日より前に通知
する年月日を記入する

区長 殿

(工事発注者)発注者名: 東京都知事 東 太郎
住所: 東京都新宿区西新宿2-8-1
(通知者)職・氏名: 建設事務所長 建設 一郎 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり
通知します。

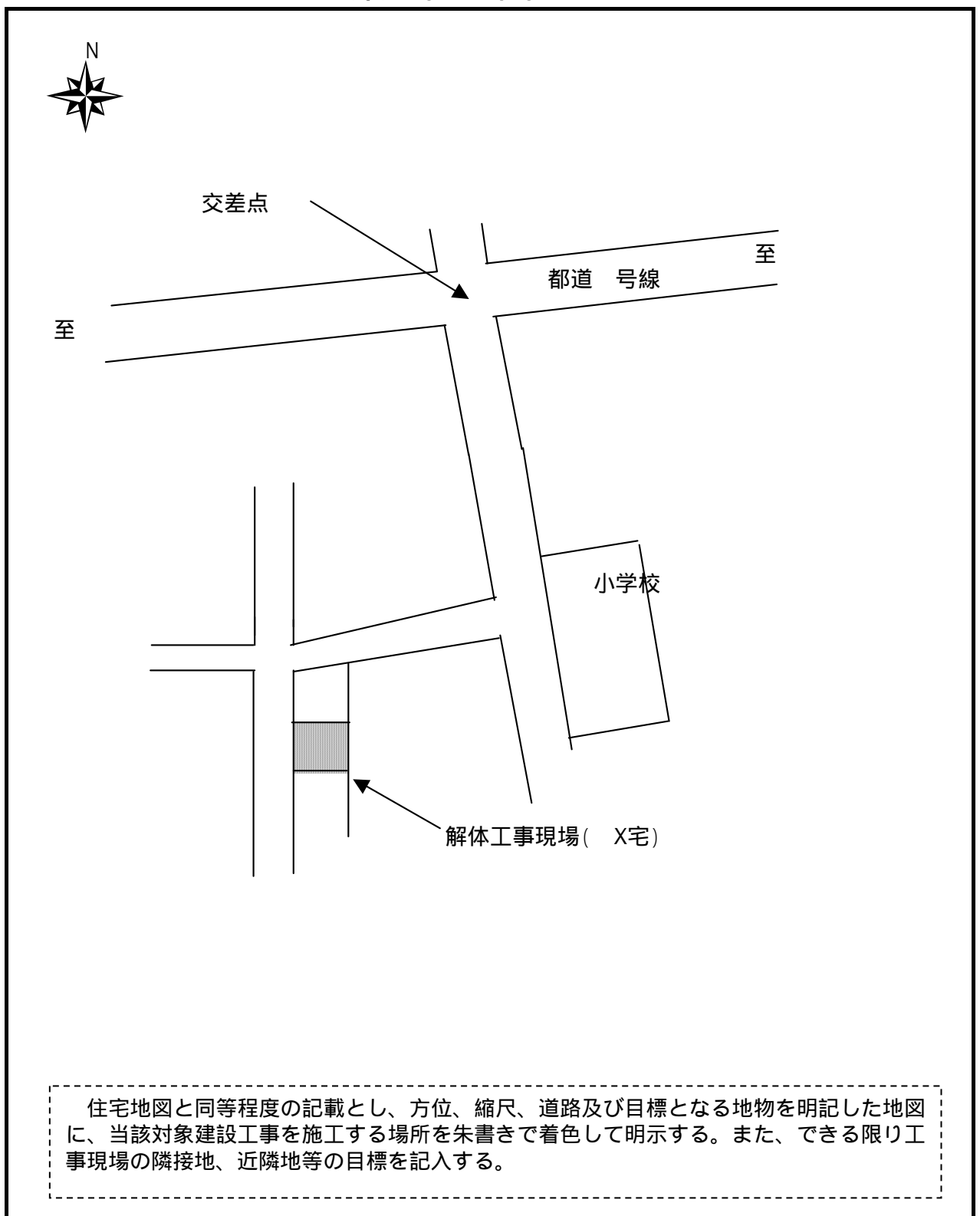
記

連絡先	所属名	建設事務所 工事課			
	担当者職氏名	監督員 工事 花子			
	住所	東京都 区 町 -			
	電話番号	03 - - (内線)			
工事の内容	工事の名称	道路築造工事			
	工事の場所	東京都 区 町 丁目 地先			
	工事の概要	工事の種類と規模(該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)			
		建築物に係る解体工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²
		建築物に係る新築又は増築の工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²
		建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途	階数	請負代金 万円(税込)
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(舗装)注			請負代金 1000万円(税込)		
工期	平成17年 月 日 ~ 平成18年 月 日 工事着工予定日:平成17年 月 日				
請負者	会社名	建設(株)	現場代理人氏名	シゲケン イチロウ 資源 一郎	
	所在地	〒 - 東京都 区 町			
	電話番号	03 - - (内線)	F A X	03 - -	

受付番号:

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例:舗装、築堤、土地改良等)

案内図



届出（通知）済シール

(届出(通知)済シール)

- 1 届出(通知)済シールの例・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 届出(通知)済シールの貼付箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

届出(通知)済シールの例

届出(通知)をした際に、以下のような届出(通知)済シールを交付しますので、工事現場に掲示された標識に貼付してください。

(例1)

建設リサイクル法届出・通知済	
受付日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	

5.0 ~ 6.0 cm程度

2.0 ~ 3.0 cm程度

(例2)

建設リサイクル法届出・通知済	
受付日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	
受注者の責任者名 _____	
受注者の連絡先 _____	

注) この例以外のスタイルのシールを交付する場合があります。

届出（通知）済シールの貼付箇所

標識の余白に貼付してください。ただし、余白がない場合又は入りきらない場合は、標識様式の文字を隠さない場所に貼付してください。

1.（建設業許可業者の場合） 建設業法施行規則第25条

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号
許可年月日	

横 40cm以上

縦 40cm以上

余白 余白であれば上下左右どこでも可 **シール貼付箇所**

2.（解体工事業登録業者の場合） 建設リサイクル法解体工事業に係る登録に関する省令第8条

解体工事業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

横 40cm以上

縦 35cm以上

余白 余白であれば上下左右どこでも可 **シール貼付箇所**

注) シールは角から剥がすと剥がれやすいです。

様式集・記載例

（その他の様式）

(様式集・記載例：その他の様式)

1 その他の様式の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

2 説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

3 告知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

4 法第13条及び省令第4条に基づく書面・・・・・・・・・・ 38

5 法第13条及び省令第4条に基づく書面(下請契約用)・・・・ 50

6 再資源化等報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

注) 別表(別紙様式1-2、別紙様式1-3、別紙様式1-4)の記入に当たり、「建築物に関する調査の結果」及び「工事着工前に実施する措置の内容」の項目の「付着物の有無」及び「その他」の欄について、該当がある場合には、必ずその内容を記入してください。

なお、事前措置が必要な付着物等の詳細については、「アスベストをはじめとする建築物の解体等に伴う有害物質の適切な取扱いに関するパンフレット」(建設副産物リサイクル広報推進会議)を参照願います。この資料については国土交通省のホームページからダウンロードが可能です。

【国土交通省リサイクルホームページ】

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm>

(上記資料の抜粋) 付着物・有害物質等の例

		特定建設資材の付着物	事前措置が必要なもの	分別解体等が必要なもの
石綿	飛散性(準ずるものも含む)	<ul style="list-style-type: none"> 吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有煙突断熱材 	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有けい酸カルシウム板(2種)(耐火被覆成形版) 配管保温材 	
	非飛散性	<ul style="list-style-type: none"> ビニール床タイル 		<ul style="list-style-type: none"> 石綿セメント板 (1) 石綿含有けい酸カルシウム板 押出成形セメント板 住宅屋根用石綿セメント板 住宅外壁用石綿セメント板
その他の付着物		<ul style="list-style-type: none"> 吹付けロックウール パーライト吹付け 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン 		
その他			<ul style="list-style-type: none"> PCB含有物(廃PCB・PCB汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 蓄電池 蛍光灯 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根ふき材 畳 砒素・カドミウム含有石膏ボード その他の内装材

(1) 解体・改修工事等により飛散するおそれがある場合は事前措置が必要

1 その他の様式の作成方法

その他の様式については、公共工事の場合は、発注者が様式を定めている場合が多いので、その様式を使用してください。本手引きでは一般的・標準的な様式を掲載していますので、発注者の承諾が得られれば、これを使用することもできます。

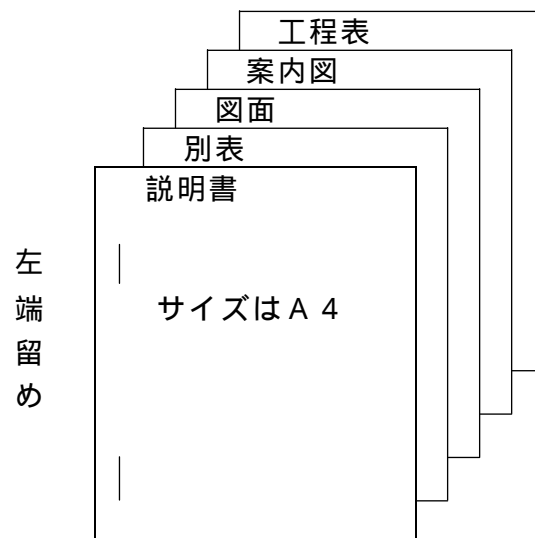
なお、その他の様式の標準的な作成の仕方を以下に示します。

(1) 説明書

(表 - 5) 説明書の様式及び構成

提出書類	様式等	
説明書	標準様式(別紙様式1-1)	
別表	建築物の解体工事	標準様式(別紙様式1-2)
	建築物の新築・増築工事	標準様式(別紙様式1-3)
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	標準様式(別紙様式1-4)
図面	建築物の解体工事	平面図・立面図・配置図等
	建築物の新築・増築工事	
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示し、大きさはA4サイズとしてください。	
工程表	標準様式(様式自由)	

(図 - 4) 説明書の綴り方

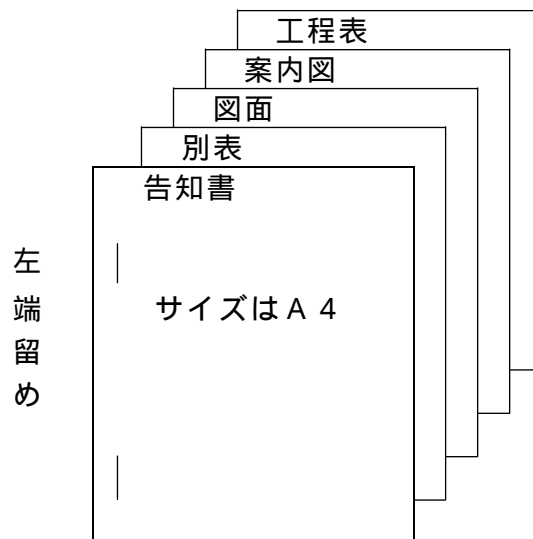


(2) 告知書

(表 - 6) 説明書の様式及び構成

提出書類	様式等	
告知書	標準様式 (別紙様式 2 - 1)	
別 表	建築物の解体工事	標準様式 (別紙様式 1 - 2)
	建築物の新築・増築工事	標準様式 (別紙様式 1 - 3)
	建築物の修繕・模様替等工事	標準様式 (別紙様式 1 - 4)
	建築物以外の工作物の工事	
図 面	建築物の解体工事	平面図・立面図・配置図等
	建築物の新築・増築工事	
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示し、大きさはA4サイズとしてください。	
工程表	標準様式 (様式自由)	

(図 - 5) 告知書の綴り方

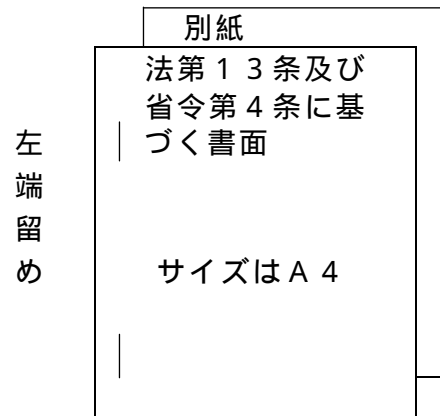


(3) 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(表 - 7) 法第13条及び省令第4条に基づく書面様式及び構成

提出書類	様式等	
法第13条及び省令第4条に基づく書面	建築物の解体工事	標準様式 (別紙様式 3 - 1)
	建築物の新築・増築工事	標準様式 (別紙様式 3 - 2)
	建築物の修繕・模様替等工事	標準様式 (別紙様式 3 - 3)
	建築物以外の工作物の工事	
別 紙	別紙	標準様式 (別紙様式 3 関連)

(図 - 6) 法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面の綴り方

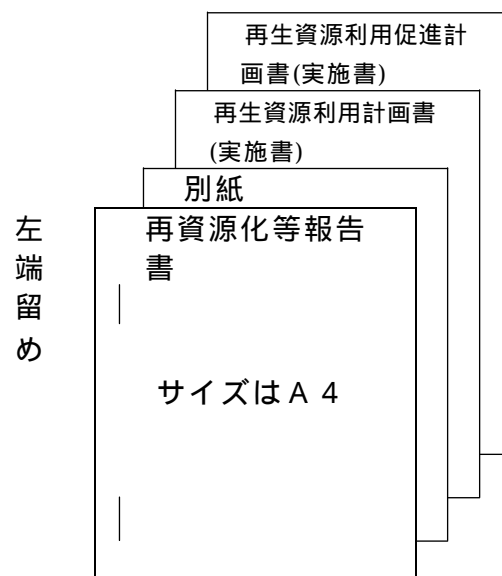


(4) 再資源化等報告書

(表 - 8) 再資源化等報告書の様式及び構成

提出書類	様式等	
再資源化等報告書	標準様式 (別紙様式 4 - 1)	
別紙	別紙	標準様式 (別紙様式 4 - 1 関連)
添付資料	再生資源利用計画書(実施書)	標準様式 (別紙様式 4 - 2)
	再生資源利用促進計画書(実施書)	標準様式 (別紙様式 4 - 3)

(図 - 7) 再資源化等報告書の綴り方



説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の
分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料(該当する事項の欄に、「レ」を付すか「」にすること。)

別表(別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

図面

案内図

工程表

説 明 書

平成 17 年 月 × 日

(発注者)

東京都知事 東 太郎 様

落札等の年月日

氏名 建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 東京都 ○○区 町 丁目 番 号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 道路築造工事
2. 工事の場所 東京都 区 町 丁目地先
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料(該当する事項の欄に、「レ」を付すか「」にすること。)
 - 別表(別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表 2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))
 - 図面 別紙図面のとおり
 - 案内図 別紙案内図のとおり
 - 工程表 別紙工程表のとおり

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他(住宅密集地内)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(狭いため隣地の使用が必要)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車交通不可)	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (エアコン) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに引き取り依頼済
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他	非飛散性石綿	近隣対策及び諸官庁届出済 アスベスト適正処理
工事ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		<input type="checkbox"/> ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上、取り外しができないため)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊 <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン トン 25 トン
			発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

①築年数(又は建築年)を記載
複数棟の場合は、各々記載

②隣家の建物への近接状況、
周辺環境、その他施工に注意
が必要な事項

③解体機械の設置場所、作業
空地の状況

④搬出経路の状況、前面道路
の幅員、路面状況など

⑤家電製品、タンス等の
残存物品

⑥近隣対策や必要な諸官庁への
届出の状況、有害物質が存在する
場合は対処について記載

⑦原則手作業だが、機械併用
の場合はその理由
注:単純に工期短縮のため等
の場合は不可

⑧原則手作業だが、機械併用
の場合はその理由
注:単純に工期短縮のため等
の場合は不可
機械併用の場合は、足場等の
設備を設置してもなお、
1.屋根版の腐朽 2.トタン屋根
のため滑りやすい など

⑨上部構造部分とは、基礎より
上部、屋根(屋上)より下部の
躯体部分を指す

⑩その他の場合は理由を記載

⑪「分別に支障となる建設資材」
:木材と一体となった石膏ボード、
タイル、壁紙の塩化ビニル、
窓枠の金属など

⑫「事前の取り外し」
:原則木材より先に取り外す
必要があるが、技術上困難で
ある場合はその理由を記載

⑬特定建設資材に限らず全て
の重量を記載すること

(数量は整数表示)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約____m 通学路 □有 □無 その他()		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	□有 () □無		
	その他			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 □有 □無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 □有 □無	
	④屋根		屋根の工事 □有 □無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 □有 □無	
⑥その他()		その他の工事 □有 □無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他(幼稚園) 敷地境界との最短距離 約 <u>2</u> m その他(幹線道路(国道)沿い、交通量多い)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input checked="" type="checkbox"/> 有(未舗装) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車交通可能)	敷鉄板設置により工事用道路の確保 交通整理員の常駐
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容	
	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥その他(仮設)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	24 トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	10 トン
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	30 トン
		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考			

- ①使用する特定建設資材についてチェックマークをする
- ②新築の場合は空欄で可
その他は築年数(又は建築年)を棟ごとに記入。
- ③隣家の建物への近接状況、周辺環境、その他施工に注意が必要な事項
- ④工作機械の設置場所、作業空地の状況
- ⑤搬出経路の状況、前面道路の幅員、路面状況など
- ⑥近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、有害物質が存在する場合は対処について記載
- ⑦500万円以上の造成等の工事がある場合は、別表3も必要
- ⑧上部構造部分とは、基礎より上部、屋根(屋上)より下部の躯体部分を指す
- ⑨廃棄物の発生量を記入(使用量ではないことに注意)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数_____年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

記入例

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/> 〇〇 施設設置工事)		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>3</u> m その他(都道上交通量多し、民家が密集)	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(機械置場なし)	隣接地を借用、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(現道上のため支障なし)	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他	沿道住民に工事内容を広報、周知する。	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	_____ トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10 トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	230 トン
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	_____ トン	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

- ①解体工事の場合はチェックマーク。鉄筋コンクリート造以外は「その他」欄に、アスファルト造など具体的に記載
- ②「その他」の場合は具体的に記載
- ③解体のみの場合は、必要なし
- ④築造年数を記載
(新築工事の場合は空欄でよい)
- ⑤工事現場の周囲の状況、騒音、粉塵などの対策や安全確保の有無などについて記載
- ⑥調査結果：工作機械の設置場所、作業場所の状況
措置内容：作業場所の確保が十分でない場合は具体的な対策を記載。確保できている場合でも、作業場所について記載
- ⑦調査結果：搬出経路の状況、前面道路幅員、路面状況など
措置内容：搬出経路に障害物がある場合は具体的に方法を記載。支障ない場合はその旨を記載。
- ⑧近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、有害物質が存在する場合は対処について記載
- ⑨本体付属品とは、さく、照明設備、標識などをいう。
- ⑩解体工事の場合のみ記入。なお、記入する場合は、特定建設資材に限らず全ての重量を、記載すること
(数量は整数表示)

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 告知内容 別添資料のとおり

4. 添付資料 (該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)

別表(別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

図面

案内図

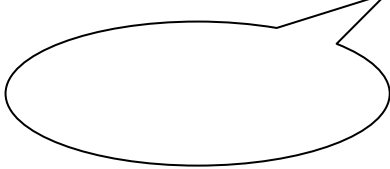
工程表

告知書

平成 17 年 月 × 日

(下請負人)

株式会社 工業 様


 下請契約日より前に
告げる年月日を記入

氏名 建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号 -) 電話番号 03 - -

住所 東京都〇〇区 町 丁目 番 号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 工事の名称 道路築造工事

2. 工事の場所 東京都 区 町 丁目地先

3. 告知内容 別添資料のとおり

4. 添付資料 (該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)

別表 (別表 1 ~ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

図面 別紙図面のとおり

案内図 別紙案内図のとおり

工程表 別紙工程表のとおり

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

1. 分別解体等の方法

（該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする）

工 程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額） _____ 円(税込)

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額） _____ 円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

2、4については、「工事請負契約書」の3（契約金額）のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	建築設備・内装 材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無
	外装材・上部 構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

円(税込)

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)

円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

1. 分別解体等の方法

（該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額） _____ 円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

4については、「工事請負契約書」の3（契約金額）のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

1. 分別解体等の方法

（該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする）

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 (仮 設)	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

_____ 円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

4 については、「工事請負契約書」の 3（契約金額）のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

1. 分別解体等の方法

（該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする）

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額） _____ 円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、
解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) _____ 円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用
及び運搬に要する費用とする。

2, 4 については、「工事請負契約書」の 3（契約金額）のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	仮設 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 () 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

なし

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)

円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

2, 4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 (見積金額) _____ 円(税込)

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 該当なし (記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 該当なし (記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	建築設備・内装 材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部 構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

円(税込)

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用で、
解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 . 分別解体等の方法

(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 . 解体工事に要する費用 (見積金額)

な し

3 . 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4 . 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込みに要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	仮設 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 () 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

_____ 円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込みに要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

6. 添付資料(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)
- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

再資源化等報告書

平成17年 月 日

(発注者)

東京都知事 東 太郎 様

氏名 建設株式会社 東京支店長 解体 進
 (郵便番号 -) 電話番号 03 - -
 住所 東京都〇〇区 町 丁目 番地 号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 道路築造工事
 2. 工事の場所 東京都〇〇区 町 丁目地先
 3. 再資源化等が完了した年月日 平成17年 月 日
 4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	(株) 産業	東京都 区
アスファルト・コンクリート塊	工業(株)	東京都 市
アスファルト・コンクリート塊		東京都 区
建設発生木材	(株) センター	東京都 市

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込み)

6. 添付資料 (該当事項の欄に「レ」を付すか「 」とする)

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

様式2 再生資源利用促進計画書 - 建設副産物搬出工事に用 -

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + + 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 + + + + + (%)	
		用途 コード*10	利用量 小数点第一位まで	うち現場内改良分 小数点第一位まで	減量法 コード*11 減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		区分 どちらかにを付けて下さい	施工条件 の内容 コード*12	搬出先住所住所			搬出先の種類 コード*13	現場外搬出量 小数点第一位まで			うち現場内改良分 小数点第一位まで
資材廃棄物	コンクリート塊		トン	トン		搬出先1	公共 民間					km		トン	トン	トン	%
	建設発生木材A (注: ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)		トン	トン		搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊		トン	トン		搬出先1	公共 民間					km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類		トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)		トン	トン		搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	建設汚泥		トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km		トン	トン	トン	%
	金属くず		トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	kg				搬出先1	公共 民間					km		kg		kg	%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン				搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	紙くず	トン				搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	アスベスト (飛散性)	トン				搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン				搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%
	建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km		地山m ³	地山m ³	地山m ³
第二種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第四種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
合計		地山m ³	地山m ³	地山m ³										地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は表11参照のこと)
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)

注2:再生資源利用促進率について
現場外搬出量のうち、搬出先の種類(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1.~6.の合計
【建設発生土の場合】
1.~6.の合計

様式2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事用 -

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + + 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 + (%)
		用途 コード*10	利用量 小数点第一位まで	減量法 コード*11	減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		区分 どちらかにを付けて下さい	施工条件 の内容 コード*12	搬出先場所住所			搬出先の種類 コード*13	現場外搬出量 小数点第一位まで	うち現場内改良分 小数点第一位まで	
資材廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	建設発生木材A (注: ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	金属くず	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	kg				搬出先1	公共 民間					km	kg		kg	%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	紙くず	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	アスベスト (飛散性)	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³
第二種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第四種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
合計		地山m ³	地山m ³	地山m ³									地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

建設廃棄物の場合
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単焼却)

コード*13(詳細は表11参照のこと)

建設発生土の場合
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)

注2:再生資源利用促進率について
現場外搬出量のうち、搬出先の種類(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1~6の合計
【建設発生土の場合】
1~6の合計

記入例

様式1 再生資源利用計画書 - 建設資材搬入工事に用 -

1. 工事概要

灰色の部分は、記入する必要がありません。

発注機関名	関東地方整備局 東京国道事務所	発注機関コード*1	8 3 5 7 0 0	担当者	TEL	()	発注担当者チェック欄		請負会社名	(株) 建設	請負会社コード*2	8 1 0 0 0	記入年月日	H. 年 月 日	
工事名	道路舗装工事	名称とコードの一致 別紙コード表参照	工事種別コード*3	B - 2	請負金額	千百十 千百十 千円未満四捨五入 2,500,000円 (税込み)	右記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	千百十 千百十 千円未満四捨五入 0,000円 (税込み)	建設業許可または 解体工事業登録	東京都 大臣 知事	12345	号	8 1 0 0 0	工事責任者	
工事施工場所	東京 都 道 府 県 港 市 区 町 村 ~ 地先	住所コード*4	1 3 1 0 3	工期	平成 20 年 11 月 1 日から 平成 20 年 12 月 18 日まで	再資源化等が完了した年月日	平成 20 年 12 月 17 日	建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい	会社所在地	東京都港区	TEL	()	調査票記入者		
工事概要等	舗装工事600M3、延長200M	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	1. M20は千代田区 地先より搬入 2. 舗装工事は、再生密粒度アスコンを使用すること												

表面

2. 建設資材利用計画

注: コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。
発注者の管轄と工事施工場所との整合

住所情報は、国の施設立案等において活用させていただきますので、
地までご記載願います。

計画書では必要ありません
建築・解体工事のみ
解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第一位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称			再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) 小数点第一位まで (注1)	再生資源 利用率 B/A×100
					再生資材の供給元施設	工事等の名称	再生資材の供給元場所住所					
特定 建設 資材	コンクリート			15 68 93	施設(株)		東京都港区 地先	1 3 1 0 7	5	68	100%	
	コンクリート 及び鉄から 成る建設資材			5	(株)		東京都千代田区 地先	1 3 1 0 1	1	5	100%	
	合計			10								
その他の 建設 資材	木材			5								
	アスファルト 混合物			30 20 50	リサイクルセンター		東京都江東区 東京都港区	1 3 1 0 8 1 3 1 0 3	3 3	15 10 25	50% 50% 50%	
	合計			45			東京都港区	1 3 1 0 3	3	45	100%	
その他の 建設 資材	土砂			5								
	砕石											
	塩化ビニル管・継手											
その他の 建設 資材	石膏ボード			3	千代田区調剤工場		千代田区 地先	1 3 1 0 1	3	3	100%	
	その他の建設資材			5	(有)産業廃棄物処理センター				5	5	100%	
	合計			8								

- コード*5
コンクリートについて
1. 生コン(バージン骨材)
2. 再生生コン(Co再生骨材H)
3. 再生生コン(Co再生骨材M)
4. 再生生コン(Co再生骨材L)
5. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
6. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
7. 無筋コンクリート二次製品
8. その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品 2. その他
木材について
1. 木材(ボード類を除く) 2. 木質ボード
アスファルト混合物について
1. 粗粒度アスコン 2. 密粒度アスコン
3. 細粒度アスコン
4. 開粒度アスコン 5. 改質アスコン
6. アスファルトモルタル
7. 加熱アスファルト安定処理路盤材 8. その他
土砂について
1. 第一種建設発生土 2. 第二種建設発生土
3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土 5. 浚渫土
6. 土質改良土
7. 建設汚泥処理土 8. 再生コンクリート砂
9. 山砂、山土などの新材
(採取土、購入土)
砕石について
1. クラッシャーラン 2. 粒度調整砕石 3. 鉱さい 4. その他
5. くり石、割り石、自然石 6. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 硬質塩化ビニル管 2. その他
石膏ボードについて
1. 石膏ボード 2. シーリング石膏ボード 3. 強化石膏ボード
4. 化粧石膏ボード 5. 石膏ラスボード 6. その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード*6
アスファルト混合物について
1. 表層 2. 基層
3. 上層路盤 4. 歩道
5. その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1. 道路路体 2. 路床 3. 河川築堤
4. 構造物等の裏込材、埋戻し用
5. 宅地造成用 6. 水面埋立用
7. ぼ場整備(農地整備)
8. その他(具体的に記入)
砕石について
1. 舗装の上層路盤材
2. 舗装の上層路盤材
3. 構造物の裏込材、基礎材
4. その他(具体的に記入)
塩化ビニル管・継手について
1. 水道(配水)用 2. 下水道用 3. ケブル用
4. 農業用 5. 設備用 6. その他
石膏ボードについて
1. 壁 2. 天井 3. その他
その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

- コード*7
再生資材の供給元について
1. 現場内利用
2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面)
4. 再資源化施設
5. 土砂ストックヤード
6. その他
コード*8
施工条件について
1. 再生材の利用の指示あり
2. 再生材の利用の指示なし

- コード*9
コンクリートについて
1. 再生生コン(Co再生骨材H)
2. 再生生コン(Co再生骨材M)
3. 再生生コン(Co再生骨材L)
4. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
5. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
6. 再生無筋コンクリート二次製品
7. その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 再生有筋コンクリート二次製品 2. その他
木材について
1. 再生木材(ボード類を除く) 2. 再生木質ボード
アスファルト混合物について
1. 再生粗粒度アスコン 2. 再生密粒度アスコン
3. 再生開粒度アスコン 4. 再生改質アスコン
5. 再生加熱アスファルト安定処理路盤材 6. 再生細粒度アスコン
7. 再生アスファルトモルタル 8. その他
土砂について
1. 第一種建設発生土 2. 第二種建設発生土 3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土 5. 浚渫土 6. 土質改良土
7. 建設汚泥処理土 8. 再生コンクリート砂
砕石について
1. 再生クラッシャーラン 2. 再生粒度調整砕石 3. 鉱さい 4. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 再生硬質塩化ビニル管 2. その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1: 再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

裏面にもご記入下さい

記入例

様式1 再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事用 -

1. 工事概要

灰色の部分は、記入する必要がありません。

発注機関名	関東地方整備局 東京国道事務所	発注機関コード*1	8 3 5 7 0 0	担当者	TEL	()	発注担当者チェック欄		請負会社名	(株) 建設	請負会社コード*2	8 1 0 0 0	記入年月日	H. 年 月 日
工事名	道路舗装工事	工事種別コード	B - 2	請負金額	千円	25,000	千円未満四捨五入	0,000	建設業許可または解体工事登録	東京都	大臣 知事	12345	工事責任者	
工事施工場所	東京 都 道 府 県 港 市 区 町 村 ~ 地先	住所コード*4	1 3 1 0 3	工期	平成 20 年 11 月 1 日から	平成 20 年 12 月 18 日まで	再資源化等が完了した年月日	平成 20 年 12 月 17 日	会社所在地	東京都港区	TEL FAX	() ()	調査票記入者	
工事概要等	舗装工事600M3、延長200M	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	1. M20は千代田区 地先より搬入 2. 舗装工事は、再生密粒度アスコンを使用すること											

表面

工事名	道路舗装工事	名称とコードの一致別紙コード表参照	工事種別コード	B - 2	請負金額	千円	25,000	千円未満四捨五入	0,000	右記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	千円	3,000	千円未満四捨五入	0,000	円 (税込み)	再資源化等が完了した年月日	平成 20 年 12 月 17 日	実施書では入力必須	建築・解体工事のみ
工事施工場所	東京 都 道 府 県 港 市 区 町 村 ~ 地先	住所コード*4	1 3 1 0 3	工期	平成 20 年 11 月 1 日から	平成 20 年 12 月 18 日まで	再資源化等が完了した年月日	平成 20 年 12 月 17 日	建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい	建築面積	延床面積	階数	地上階	地下階	構造 (数字をつける)	1. 鉄骨鉄筋コンクリート造 2. 鉄筋コンクリート造 3. 鉄骨造 4. コンクリートブロック造 5. 木造 6. その他	用途 (数字をつける)	1. 居住専用 2. 居住産業併用 3. 事務所 4. 店舗 5. 工場、作業所 6. 倉庫 7. 学校 8. 病院診療所 9. その他	
工事概要等	舗装工事600M3、延長200M	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	1. M20は千代田区 地先より搬入 2. 舗装工事は、再生密粒度アスコンを使用すること																

2. 建設資材利用実施

注: コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。

分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	再生資源利用率
特定建設資材	コンクリート			15	施設(株)	4	1	東京都港区 地先	1 3 1 0 7	5	68	100%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			68	(株)	4	2	東京都千代田区 地先	1 3 1 0 1	1	68	73%
	合計			83								
その他の建設資材	木材			5								
	アスファルト混合物			30	リサイクルセプター	3	2	東京都江東区 現場内利用	1 3 1 0 8	3	15	50%
	合計			30								
その他の建設資材	土砂			45	現場内利用	1	1	東京都港区	1 3 1 0 3	3	45	100%
	砕石											
	塩化ビニル管・継手											
その他の建設資材	石膏ボード			3	千代田区調剤工場	2	1	千代田区 地先	1 3 1 0 1	3		100%
	その他の建設資材			5	(有)産業廃棄物処理センター	5	2			5		
	合計			3								

- コード*5
- コンクリートについて
1. 生コン(バージン骨材)
 2. 再生生コン(Co再生骨材H)
 3. 再生生コン(Co再生骨材M)
 4. 再生生コン(Co再生骨材L)
 5. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
 6. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
 7. 無筋コンクリート二次製品
 8. その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品
 2. その他
- 木材について
1. 木材(ボード類を除く)
 2. 木質ボード
- アスファルト混合物について
1. 粗粒度アスコン
 2. 密粒度アスコン
 3. 細粒度アスコン
 4. 開粒度アスコン
 5. 改質アスコン
 6. アスファルトモルタル
 7. 加熱アスファルト安定処理路盤材
 8. その他
- 土砂について
1. 第一種建設発生土
 2. 第二種建設発生土
 3. 第三種建設発生土
 4. 第四種建設発生土
 5. 浚渫土
 6. 土質改良土
 7. 建設汚泥処理土
 8. 再生コンクリート砂
 9. 山砂、山土などの新材
 10. 再生コンクリート砂
- 砕石について
1. クラッシャーラン
 2. 粒度調整砕石
 3. 鉱さい
 4. 単粒度砕石
 5. くり石、割り石、自然石
 6. その他
- 塩化ビニル管・継手について
1. 硬質塩化ビニル管
 2. その他
- 石膏ボードについて
1. 石膏ボード
 2. シーリング石膏ボード
 3. 強化石膏ボード
 4. 化粧石膏ボード
 5. 石膏ラスボード
 6. その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード*6
- アスファルト混合物について
1. 表層
 2. 基層
 3. 上層路盤
 4. 歩道
 5. その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
- 土砂について
1. 道路路体
 2. 路床
 3. 河川築堤
 4. 構造物等の裏込材、埋戻し用
 5. 宅地造成用
 6. 水面埋立用
 7. ぼ場整備(農地整備)
 8. その他(具体的に記入)
- 砕石について
1. 舗装の上層路盤材
 2. 舗装の上層路盤材
 3. 構造物の裏込材、基礎材
 4. その他(具体的に記入)
- 塩化ビニル管・継手について
1. 水道(配水)用
 2. 下水道用
 3. ケーブル用
 4. 農業用
 5. 設備用
 6. その他
- 石膏ボードについて
1. 壁
 2. 天井
 3. その他
- その他の建設資材について (利用用途を具体的に記入して下さい)

- コード*7
- 再生資材の供給元について
1. 現場内利用
 2. 他の工事現場(内陸)
 3. 他の工事現場(海面)
 4. 再資源化施設
 5. 土砂ストックヤード
 6. その他

- コード*8
- 施工条件について
1. 再生材の利用の指示あり
 2. 再生材の利用の指示なし

- コード*9
- コンクリートについて
1. 再生生コン(Co再生骨材H)
 2. 再生生コン(Co再生骨材M)
 3. 再生生コン(Co再生骨材L)
 4. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
 5. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
 6. 再生無筋コンクリート二次製品
 7. その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 再生有筋コンクリート二次製品
 2. その他
- 木材について
1. 再生木材(ボード類を除く)
 2. 再生木質ボード
- アスファルト混合物について
1. 再生粗粒度アスコン
 2. 再生密粒度アスコン
 3. 再生細粒度アスコン
 4. 再生開粒度アスコン
 5. 再生改質アスコン
 6. 再生アスファルトモルタル
 7. 再生加熱アスファルト安定処理路盤材
 8. その他
- 土砂について
1. 第一種建設発生土
 2. 第二種建設発生土
 3. 第三種建設発生土
 4. 第四種建設発生土
 5. 浚渫土
 6. 土質改良土
 7. 建設汚泥処理土
 8. 再生コンクリート砂
- 砕石について
1. 再生クラッシャーラン
 2. 再生粒度調整砕石
 3. 鉱さい
 4. その他
- 塩化ビニル管・継手について
1. 再生硬質塩化ビニル管
 2. その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1: 再生資材利用量について

アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

裏面にもご記入下さい

記入例

様式2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事用 -

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + + 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率	
		用途 コード*10	利用量	うち現場内改良分	減量法 コード*11	減量化量	搬出先名称	区分 どちらかに を 付けて下さい	施工条件 の内容 コード*12	搬出先場所住所	住所コード *4	距離 *13	搬出先の種類 コード*13	現場外搬出量	うち現場内改良分	再生資源利用促進率 注2)	再生資源利用促進率 注2)
コンクリート塊	19.5 トン	1	15 トン			リサイクル(株)	公共	民間	東京都葛飾区	11-31-01-8	1.8 km	1	4.5 トン		4.5 トン	100 %	
建設発生木材(注:コード区分と不要物) 廃棄物(注:注2)	3.2 トン					(株)チップ化施設	公共	民間	東京都東村山市	11-31-21-3	2.9 km	6	3.2 トン		3.2 トン	100 %	
アスファルト・コンクリート塊	300 トン					道路(株)工場	公共	民間	東京都葛飾区	11-31-21-2	2.2 km	4	300 トン		300 トン	100 %	
その他がれき類							公共	民間									
建設発生木材(注:注2)	10 トン					(株)チップ化施設	公共	民間	東京都葛飾区	11-31-21-2	2.2 km	6					
建設汚泥	200 トン	2	10 トン		3	15 トン								10 トン	150 トン	87.5 %	
金属くず						リサイクルセンター(株) 処分場	公共	民間	東京都足立区 東京都小金井市	11-31-21-1 11-31-21-0	1.9 km 3.3 km	2 10	25 トン				
廃塩化ビニル管・継手						搬出先が2箇所ある場合、 搬出先2にも記入する。 3箇所以上にわたる場合、 は新しい用紙に記入。	公共	民間									
廃塩化ビニル管(継手を除く)							公共	民間									
廃石膏ボード							公共	民間									
紙くず							公共	民間									
72ヘリ(飛散性)							公共	民間									
その他の分別された廃棄物							公共	民間									
混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)							公共	民間									
第一種建設発生土	300 地山 ³	1	地山 ³			工事 ストックヤード	公共	民間	東京都江戸川区 東京都大田区	11-31-21-3 11-31-11-1	1.9 km 1.1 km	1 4	170 地山 ³		300 地山 ³	100 %	
第二種建設発生土	1300 地山 ³	2	1000 地山 ³			30 地山 ³	公共	民間	東京都江戸川区 東京都八王子市	11-31-21-3 11-31-21-0	1.9 km 4.2 km	10 2	100 地山 ³		200 地山 ³	66 %	
第三種建設発生土	50 地山 ³	3	地山 ³			処分場	公共	民間	東京都十代岡区 東京都八王子市	11-31-21-1 11-31-21-0	1.7 km 4.2 km	8 1	20 地山 ³		30 地山 ³	60 %	
第四種建設発生土	地山 ³		地山 ³			処分場	公共	民間									
浚渫土(埋戻しを要する)	地山 ³		地山 ³			処分場	公共	民間									
合計	1650 地山 ³		1000 地山 ³			30 地山 ³			建設発生土のみ現場外搬出量、再生資源利用促進率、再生資源利用促進率の合計を記入				650 地山 ³		530 地山 ³	81 %	

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨て場・雑土処分場)

注2.再生資源利用促進率について
現場外搬出量のうち、搬出先の種類(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1.-6.の合計
【建設発生土の場合】
1.-6.の合計

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

灰色の部分は、記入する必要がありません。

整数あるいは小数点第一位まで入力

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。
単位に注意

住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

市町村名と住所コードの一致、別紙コード表参照

整数で記入

発生土の現場外搬出の合計を記入

参 考 资 料

(参 考 資 料)

1	問い合わせ先一覧	70
2	建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事	71
3	重量換算係数	72
4	建設リサイクル法と石綿の関係 Q & A	73
5	平成19年4月1日から環境確保条例(アスベスト解体工事)の様式が改正されました	75
6	アスベストを含む建築物等の解体時における規制の概要	76
7	労働安全衛生法・石綿障害予防規則の概要	77

問い合わせ先一覧

<p>法全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物係 (都庁第二本庁舎21階) <p>電話 03-5321-1111 内線 30-235～6 F A X 内線 65-351 直通 03-5388-3231 F A X 03-5388-1351</p>
<p>解体工事業者登録(建設業許可)に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査第一係(都庁第二本庁舎3階) <p>電話 03-5321-1111 内線 30-661 F A X 内線 65-356 直通 03-5388-3353 F A X 03-5388-1356</p>
<p>通知(届出)・分別解体等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課指導係(都庁第二本庁舎3階) <p>電話 03-5321-1111 内線 30-745 F A X 内線 65-356 直通 03-5388-3372 F A X 03-5388-1356</p> <p>具体的な通知(届出)等に関することは、各地域を所管する特定行政庁に問い合わせるものとし、その窓口は「建設リサイクル法に関する届出(通知)受理窓口一覧表」を参照されたい。</p>
<p>申告・再資源化等に関すること (特別区の地域・島しょ地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課規制監視係 (都庁第二本庁舎9階) <p>電話 03-5321-1111 内線 42-871～3 F A X 内線 65-381 直通 03-5388-3589 F A X 03-5388-1381</p> <p>(多摩地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導係 (立川合同庁舎内) <p>直通 042-528-2694 F A X 042-522-9511</p>

都庁住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

(建設リサイクル法関係機関ホームページアドレス)

<p>東京都都市整備局建設リサイクルホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都建設リサイクル指針、法の解説、Q & A、各種様式等を掲載 <p>H P http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html</p>
<p>東京都環境局建設リサイクル法ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告先、建設発生木材の再資源化施設リスト等を掲載 <p>H P http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/11%20kensetu%20recycle/kensetsu%20recycle%20B.htm</p>
<p>国土交通省建設リサイクルホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律、Q & A、都道府県の実施指針や問い合わせ窓口一覧等を掲載 <p>H P http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm</p>

建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事

<凡例> : 請け負うことができる
 × : 請け負うことができない

既取得許可区分		とび・土工工事業者	土木工事業者	建築工事業者	その他の 専門工事業者	解体工事業 登録業者
工作物の解体等を行う工事（～を除く）	請負代金の額	500万円未満			×	
		500万円以上		×	×	×
総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事（1）（5）	請負代金の額	500万円未満			×	
		500万円以上	×	7)	×	×
総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事（2）	請負代金の額	500万円未満（5）			×	
		500万円以上	×	7)	×	×
総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事（1）（5）	請負代金の額	1500万円未満又は150㎡未満の木造			×	
		1500万円以上又は150㎡未満の木造以外	×	×	7)	×
総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事（3）	請負代金の額又は延面積	1500万円未満又は150㎡未満の木造（6）			×	
		1500万円以上又は150㎡未満の木造以外	×	×	7)	×
主たる専門工事により生じる附帯的な解体工事を含む工事（～を除く）（4）	請負代金の額	500万円未満				
		500万円以上	×	×	×	7)

- 1) 例えば、複数の種類の専門工事で構成されている建設工事に解体工事がある場合
- 2) 例えば、幹線道路上の立体交差の解体など、総合調整が必要な解体工事
- 3) 例えば、高層ビルの解体など、総合調整が必要な解体工事
- 4) 請け負った建設工事（主たる専門工事+附帯的な解体工事）は、「建築物等を除却するための解体工事」に該当しないため、業登録は不要。なお、下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は異なる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。
- 5) この工事中の解体工事を下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は異なる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。
- 6) 現状としてこれに該当する工事はほとんどないと考えられる。
- 7) 解体工事（の工事の場合はこれに含まれる解体工事）を自ら施工する場合は、500万円以上のときは建設業法第26条の2に規定する技術者を置くことが必要。また、下請施工させる場合は、下請負人が行う解体工事の種類は異なる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

に該当する建設工事についての留意事項
 ・500万円未満の解体工事を下請させる場合、当該下請工事の受注者は、登録免除許可業者又は登録業者であることが必要となる。
 ・500万円以上の解体工事を下請させる場合、当該下請工事の受注者はとび・土工工事業者であることが必要となる。

<具体例>

工事の種類	請負代金の額	元請業者	専門工事	施工金額	下請させる場合の業者
倉庫の建築一式工事（解体工事あり）	1300万円	登録免除許可業者 又は登録業者	解体	600万円	許可業者
倉庫の建築一式工事（解体工事あり）	1300万円	登録免除許可業者 又は登録業者	解体	300万円	許可業者・登録業者
（参考例） 倉庫の建築一式工事（解体工事なし）	1300万円	誰でも可	空調設備設置	600万円	許可業者

重量換算係数表

単位：トン/m³

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値
	建設廃棄物処理ガイドライン値 注1)	参考値	参考値
建設 泥土	1.2 ~ 1.6	1.4	1.4
コンクリート塊	(建設廃材)	1.8 注2)	2.35(無筋)
アスファルト・コンクリート塊	1.6 ~ 1.8	1.8 注2)	2.35
建設発生木材	0.4 ~ 0.7	0.5	—————
建設混合	新 築	0.31 注3)	—————
廃棄物	木造解体	0.816	—————
砕 石	—————	—————	2.0 注4)
廃プラスチック	0.1 ~ 0.3	0.2	—————
紙 く ず	—————	—————	0.5
ア ス ベ ス ト	—————	0.25	—————
金 属 く ず	1.4 ~ 2.0	1.5	—————

注1) 「建設廃棄物処理ガイドライン」(厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修)による値。

注2) これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

注3) 建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会の調査結果(H2.9.30)、木造解体は「関東木造建設解体業連絡協議会」の調査結果(H3.3.4)による。

注4) 盛土状態での換算値。「道路橋示方書・同解説」((社)日本道路協会)等による値。

建設リサイクル法と石綿の関係 Q & A

石綿等の有害物質は事前調査の対象となるか？

施行規則第2条第1項第1号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査に関し、「吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。」と規定されている。

また、「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」（建設リサイクル法実務手続研究会編著。以下「工事届出等の手引」という。）では、届出書の別表中の付着物の欄に吹付け石綿等の付着物の有無を記入し、その他の欄に、建築物解体時に有害物質の発生がある場合には、種類、発生箇所等を記入することとしている。

有害物質の例としては、工事届出等の手引に記載している通り、変電施設、PCB使用トランス、PCB含有シーリング材、CCA等の防腐・防蟻材、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿、特定建設資材に付着していない飛散性の石綿、非飛散性であるが適切な作業基準による措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿等が考えられる。

以上を踏まえ、石綿等の有害物質は事前調査の対象となると解釈するのが妥当である。

なお、石綿障害予防規則では、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、当該調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査をしなければならないこと（ただし、石綿等が使用されているものとみなして必要な措置を講ずるときはこの限りでない。）が規定されており、石綿等の使用の有無を確実に調査することが求められている。

石綿障害予防規則に係る事前調査を行う場合には、（社）日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（平成17年4月）に石綿の使用部位や石綿含有建材等が示されているので、これを参考にすることが可能である。

付着物とは？

「付着物」とは、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ビニール床タイル等の特定建設資材に付着したものをいい、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿は含まない。

石綿等の有害物質は事前措置の対象となるか？

施行規則第2条第1項第3号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前措置に関し、「付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。」と規定されている。

また、工事届出等の手引では、届出書の別表中のその他の欄に、付着物や有害物質が存在する場合の対処方法等を記入することとしている。

事前措置としては付着物の除去、特定建設資材に付着していない飛散性の石綿の除去、PCB使用機器の適正処理等に限られるものとして取扱い、工事着手前に除去する必要

のない非飛散性の石綿などの有害物質の除去等は含まないと解釈するのが妥当である。

飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に係る法律は？

飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等の際の飛散防止やばく露防止その他必要な措置を規定する法律としては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び同法に係る都道府県の条例、廃棄物処理法等（以下「石綿関係法令」という。）があり、飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等並びに収集・運搬及び処理に当たっては、これらの関係法令を遵守して行う必要がある。

なお、石綿関係法令の具体的規制内容については、別紙「表1」を参照。

飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に当たっては、石綿関係法令を遵守して行わなければならないが、その結果、建設リサイクル法の施行規則第2条第3項に規定する施工順序どおりに施工できない場合、同項のただし書き「ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。」に該当するか？

該当する。

建築物の解体工事等に係る石綿の取扱いについては、建設業労働災害防止協会や都道府県等が定める各種のマニュアル等において、石綿含有成形版等は湿潤化した上で手作業で取り外し等を行うよう示されており、作業に当たっては、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をしなければならないが、この仮設置及び安全管理に関する根拠法令は？

労働安全衛生法及び同法に係る諸規則に基づき、適正に、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をする必要がある。

解体工事により発生した石綿含有成形版等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び指定都市等の条例並びに指針類などの規定による。

また、石綿含有成形板等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合があるので、その場合には当該受入基準等に従う必要がある。

平成19年4月1日から環境確保条例(アスベスト解体工事)の様式が改正されました

東京都環境確保条例等が改正され、平成19年4月1日から特定粉じん排出等作業にかかる届出様式が改正されました。

これまで使用してきた条例の第35号様式及び第35号様式の2を改正して、新たに第35号様式とするものです。

1 届出様式

工事内容	様式	大気汚染防止法	環境確保条例
		様式第3の4	第35号様式
吹付け石綿の使用面積	15㎡以上	○	○
	15㎡未満	○	
吹付け石綿、保温材等が使用されている建築物の延べ面積又は工作物の築造面積	500㎡以上	○	○
	500㎡未満	○	

「大気汚染防止法 様式第3の4」に変更はありません。

当分の間、旧様式で作成した書類でも必要事項が記載されていれば受理します。

2 届出窓口

工事の場所	工事の規模	届出窓口
23区(特別区)	すべての工事	各区の環境主管課
八王子市	すべての工事	八王子市環境部環境保全課
その他の市	延べ面積が500㎡未満の建築物 築造面積が500㎡未満の工作物	各市の環境主管課
	延べ面積が500㎡以上の建築物 築造面積が500㎡以上の工作物	東京都多摩環境事務所環境改善課
西多摩郡の町村	すべての工事	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ	すべての工事	東京都環境局環境改善部大気保全課

八王子市内の届出は、すべて八王子市になりました。

3 届出の時期及び部数

工事施工開始日の14日前までに、「2」の届出窓口に2部提出してください。

東京都へ届出する場合は知事、区役所・市役所の場合は区長・市長あてになります。

環境確保条例の届出は、大気汚染防止法の届出と同時に提出してください。

問い合わせ先

東京都環境局環境改善部大気保全課	新宿区西新宿2-8-1	電話 03-5388-3492
東京都多摩環境事務所環境改善課	立川市錦町4-6-3	電話 042-523-3171

アスベスト等を含む建築物等の解体時における規制の概要

表1

実施事項	解体等の対象	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等			備考
		1 石綿等が吹き付けられた建築物等 耐火又は準耐火建築物	2 石綿等が張り付けられた建築物等 その他	3 1, 2以外の建築物等	
事前調査					石(3,8条)厚通知(H17.6.22 基安化 0622001)
飛散防止対策掲示					厚通知(H17.8.2 基安発 0802003)
					大則(16条の4)
作業計画の作成					石(4条)
計画の届出					安衛則(90条)
作業の届出					石(5条)
					大(18条の15)
作業者への特別教育					安衛則(36条)、石(27条)
作業主任者の選任					安衛則(16条)、石(19条)
作業基準	隔離				石(6条)
				(作業方法による)	大則(16条の4)
	前室の設置			(作業方法による)	大則(16条の4)
	作業場の負圧確保			(作業方法による)	大則(16条の4)
	湿潤化等				石(13条)
					大則(16条の4)
除去後飛散抑制措置				大則(16条の4)	
保護具の着用					石(14,44~46条)
作業者以外立入禁止					石(7条)
関係者以外立入禁止					石(15条)
注文者の配慮					石(9条)
					大(18条の19)

- 1 備考の欄の 安衛則は労働安全衛生規則、石は石綿障害予防規則、大は大気汚染防止法、大則は大気汚染防止法施行規則、厚通知は厚生労働省通知をそれぞれ指す。
- 2 都道府県または市町村によっては、石綿等を含む建築物等の解体等工事に際し、条例により独自の規制を設けている場合があるので、留意する必要がある。
- 3 作業基準は、建築物等に含まれる石綿等の種類によって異なるので、詳細は別途、各所管（各都道府県大気汚染防止法担当部局・労働基準監督署）と協議する必要がある。
- 4 大気汚染防止法に基づく作業の届出は、現在のところ建築物のみが対象だが、平成18年2月10日に改正公布された大気汚染防止法により、その他の工作物についても対象とされることとなり、公布の日（平成18年2月10日）から8ヵ月以内に施行される予定。
- 5 石綿等が張り付けられた建築物等（粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの）の解体に対する大気汚染防止法の作業基準では、掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で、石綿を含有する建築材料を除去する場合、表中 印の措置について、簡素化可、又は不要の場合がある。

建築物等の解体等に係る主な対策

<p>事前調査 (石綿則3条)</p>	<p>あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、結果を記録する。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿の使用の有無を分析調査し、結果を記録する。ただし、石綿が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はない。</p>
<p>作業計画 (石綿則4条)</p>	<p>あらかじめ、作業に従事する労働者へのばく露対策等を盛り込んだ作業計画を作成した上で、作業を行う。</p>
<p>届出 (安衛則91条、石綿則5条)</p>	<p>耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに「建設工事計画届」を所轄労働基準監督署長に届け出る。 石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業及び 以外の吹付け石綿の除去作業については、工事開始前までに「建築物解体等作業届」を所轄労働基準監督署長に届け出る。</p>
<p>隔離・立入禁止 (石綿則6条、7条、27条)</p>	<p>吹付け石綿の除去を行うときは、作業場所を隔離する。 石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の除去を行うときは、作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示する。また、特定元方事業者は、請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じる。 その他の石綿使用建築物等の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示する。</p>
<p>湿潤化 (石綿則13条)</p>	<p>石綿を湿潤な状態のものとする。</p>
<p>保護具 (石綿則14条、44条～46条)</p>	<p>労働者に呼吸用保護具、保護衣等を使用させる。 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。</p>
<p>作業主任者 (石綿則19条、20条)</p>	<p>必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等を行わせる。</p>
<p>特別教育 (石綿則27条)</p>	<p>解体等の作業に従事する労働者に、必要な知識を付与するための法定の特別教育を行う。</p>

建築物の解体等の発注時における措置

<p>情報の提供 (石綿則8条)</p>	<p>解体工事等の発注者は、工事の請負人に対し、建築物等における石綿含有建材の使用状況等(設計図書等)を通知するよう努める。</p>
<p>注文者の配慮 (石綿則9条)</p>	<p>解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等について、法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する。</p>

その他、石綿取扱い作業時の措置

洗浄設備 (石綿則31条)	石綿取扱い作業に労働者を従事させるときは、洗顔、洗身又はうがいの設置、更衣設備及び洗濯のための設備を設ける。
容器等 (石綿則32条)	石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、石綿の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示する。 石綿の保管については、一定の場所を定めておく。 石綿の運搬、貯蔵等のため使用した容器又は包装については、石綿の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておく。
喫煙等の禁止 (石綿則33条)	石綿取扱い作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を作業場所の見やすい箇所に表示する。
掲示 (石綿則34条)	石綿取扱い作業場には、石綿の取扱い上の注意事項、使用すべき保護具等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。
作業記録 (石綿則35条)	石綿取扱い作業場で常時作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに、従事作業の概要、作業従事期間等の事項を記録し、30年間保管する。
測定 (石綿則36条)	石綿取扱い作業場について、6月以内ごとに1回、定期的に、石綿の空気中における濃度を測定し、30年間保存する。
健康診断 (石綿則40条～42条)	石綿取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、業務経歴の調査、胸部エックス線直接撮影による検査等の項目について医師による健康診断を行い、石綿健康診断個人票を作成し、30年間保存する。
健康診断結果報告 (石綿則43条)	定期の石綿健康診断を実施したときは、石綿健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出する。
事業廃止時の報告 (石綿則49条)	石綿取扱い事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書に、石綿則35条の作業記録、36条の測定記録、41条の石綿健康診断個人票を添えて、所轄労働基準監督署長に提出する。

建築物に吹き付けられた石綿の管理

事業者の責務 (石綿則10条1項)	労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者とその粉じんにはく露するおそれがあるときは、吹付け石綿の除去、封じ込め、固い込み等の措置を講じる。
建築物貸与者の責務 (石綿則10条2項)	事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者とその粉じんにはく露するおそれがあるときは、1項と同様の措置を講じる。